

消費税の増税なしで財源は確保できます 予算の中心に社会保障をすえ、安心して暮らせる社会を

日本で国民の納めた税金のうち、社会保障の公的負担として還元される比率は、ドイツ、イギリスなどと比べても2分の1に過ぎません。予算配分の重点を、社会保障中心に思い切って転換すれば、消費税の増税なしで財源を生み出すことができます。

過去最大の収益をあげている 大企業に応分負担を

●バブル期をしのぐ利益をあげているにもかかわらず、法人税収は半減しています。消費税導入時にもどせば、それだけで11.8兆円の税収増になります。

●大企業の公的負担を欧州並みに引き上げれば、数十兆円規模の財源が生まれます。(図4)

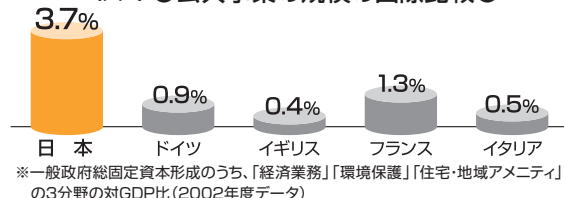
巨大な税金のムダ使いをなくす

●この10年、防衛関連予算は5兆円に迫る規模を維持しています。主要国で軍事費を増大させているのは日本だけです。この軍事費は削減可能です。(図5)

●学校や病院などの建設を除いた公共事業の規模は、フランスの3倍、イギリスの9倍です。フランス並にすれば12兆円の財源を確保できます。内容、規模の転換で財源は生み出せます。(図6)

●そのほか、政治と金の不透明な関係、高級官僚の天下り問題や巨額の退職金などを徹底的に見直せば、財源の確保は可能です。

(図6) ●公共事業の規模の国際比較●



●「日本の消費税率5%は諸外国より低い」などとよく言われます。しかし国税収入に占める消費税収の割合は大きな差はありません。これ以上消費税収が増えれば、国際的にも「異常な国」になります。

(図4) ●日本は企業の公的負担が低い●

欧米並み水準への引き上げで財源は数十兆円になる

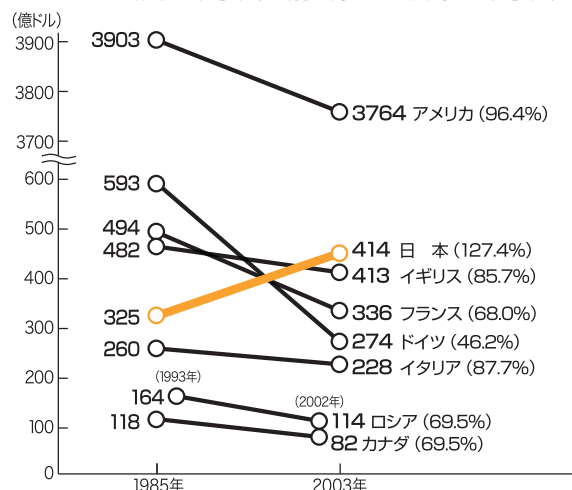


企業の公的負担を各国なみに引き上げると、以下のような財源に!



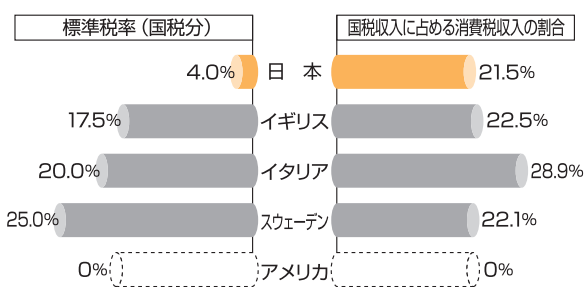
注)法人所得税、社会保険料事業主負担を名目GDPで割った数値
注)日本の企業の公的負担は約38兆円。負担割合は名目GDPを500兆円と仮定して計算

(図5) ●主要国の軍事費の削減状況と日本の軍事費●



※国際戦略研究所「ミリタリー・バランス」による。
ロシアは推定値。2000年の米ドルのレートで換算。

●消費税率4%(国税分)でも、欧州並みの税収割合●



※日本の消費税の内、1%は地方自治体分となっている。
※ヨーロッパ各国は、食料品・医薬品は軽減税率で、医療・教育から住宅所得、不動産・金融など幅広い非課税項目がある。スウェーデンは大使館調べ
※アメリカの付加価値税は、全て州税となっている。「財制金融統計月報」(2005.4 財務省 財務総合政策研究所編)

明日の医療を考える
月刊保団連

臨時増刊号 No.939

消費税増税の中止と医療への 「ゼロ税率」の適用を求めます

2007年版

ゼロ税率

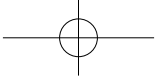


名前：ゼロ君

僕は「ゼロ税率」のゼロ君です。
これから消費税増税の中止と医療の
「ゼロ税率」についてのお話をし
ていきます。

全国保険医団体連合会

東京都渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館6F
TEL.03-3375-5121 FAX.03-3375-1885



医療への『ゼロ税率』の適用を求める運動にご協力を

消費税の増税中止と

日ごろからの医療、社会保障改善のご尽力に心より感謝申し上げます。

政府・与党は、今年の通常国会で、所得税・住民税の定率減税の全廃など国民への増税、減価償却制度の見直しなどの大企業減税を盛り込んだ07年度予算を強行しました。毎年数万円規模で収入が減る国民、患者さんには1兆7千億円の負担を押しつけ、史上空前の利益を上げている大企業には1兆円の減税をしようというものです。

そればかりではありません。財界は今年1月に発表した「御手洗ビジョン」で消費税10%を提言し、政府税制調査会も消費税2ケタ化をはじめとする大增税の議論をはじめています。安倍首相をはじめ政府与党の幹部も夏の参議院選挙後に消費税増税の本格的な議論をおこなうとしています。2008年の通常国会で消費税引き上げ法案を成立させ、2009年度までに税率を引き上げる計画です。

これ以上の消費税増税は、国民生活を深刻化させるとともに、医療機関の経営基盤を揺るがす死活問題です。

保険医療機関の消費税非課税措置は、収支差額つまり付加価値部分だけが課税されない仕組みになっていて、付加価値部分の少ない医療機関ほど、仕入れ消費税額の負担が重くなります。医療の質向上のための再投資も仕入れ消費税額を大きくします。

旧厚生省は、消費税の導入・増税時に、医療費ベースで診療報酬を0.43%、薬材・特定保険治療材料を1.10%の合計で1.53%の補填をしたと弁解していますが、これでは付加価値部分0.43%に対して控除されない仕入部分1.10%の差し引き0.67%が消費税負担増となります。保険医療費が30兆円とすると、 $30 \text{兆円} \times 0.67\% \times 5 \div 105 = 95.7 \text{億円}$ の損税が新たに発生し、損税解消どころか損税増強になり、消費税率が増すごとに加速度的に損税が増加します。

この矛盾を解消するには、医療への「ゼロ税率」適用が最も公平で合理的です。

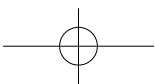
保団連は、「医療の公共性」をまもり、医療経営を守っていく立場から、一貫して応能負担税である直接税中心の総合・累進課税、生活費非課税などの民主的税制の確立のために活動してきました。

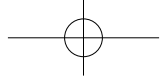
逆進性の強い消費税については、将来的に廃止することを展望し、当面、消費税増税の中止と、医療へのゼロ税率を適用することの2点の運動にとりくんでいます。

消費税増税が大合唱されるいま、会員の皆様からのこの運動へのご協力をいただきますよう、こころから呼びかけます。

2007年6月

全国保険医団体連合会
経営税務部長 三田 温





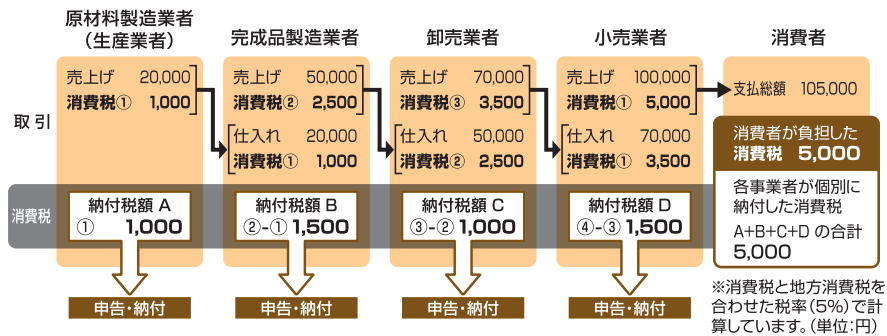
1 医療機関と消費税

消費税の仕組み

消費税とは、事業者が商品の販売をしたり、サービスを提供したりするときに、流通過程のなかで順次価格に上乗せして、最終的には、商品を消費し、またはサービスの提供を受ける“最終消費者”が負担する税制です。事業者に負担を求める税制ではありません。

このように消費税法では、生産から流通に至る各段階で二重、三重に消費税がかかるされないようにするため、課税売上に係る消費税から課税仕入れにかかる消費税を控除し、消費税が累積しないような仕組みになっています。最終的に消費税を負担するのは最終消費者です。

●消費税の負担と納付の流れ●



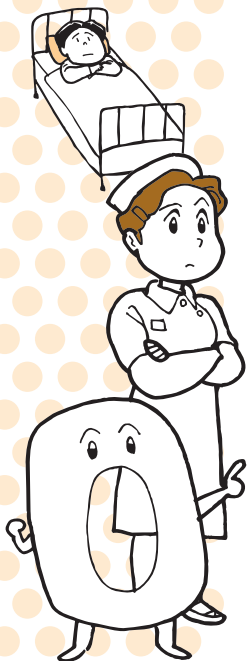
医療は「非課税取引」

消費税法では公的な医療保険制度にもとづいて行なわれる医療の給付等について原則「非課税」とされています。これは、医療が国民の生命や健康に直接関わるものであり、社会政策上課税することが適当でないものとされているためです。

しかし、現行消費税法の非課税制度では、医療機関は課税売上に対応した課税仕入しか控除ができません。従って保険診療収入が非課税のため、薬品、医療材料、医療用具、医院用建物の取得や業務委託等にかかる消費税を最終消費者である患者さんから受け取る医療費に転嫁することはできず、医療機関が負担することになります。これが損税となります。これは現行の消費税法の矛盾と言えます。

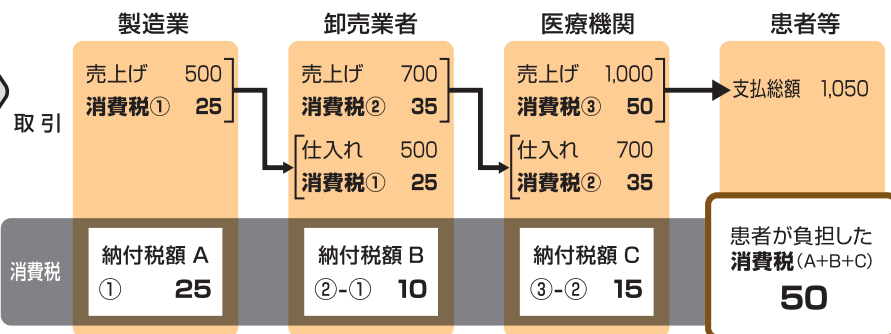
他の「非課税取引」の対応

消費税法上、「非課税取引」と規定されているものは、別表(4頁)のようなものがあります。しかし、他の業種は課税仕入れがあっても自由に最終の単価を値上げすることができれば、消費税額を移転することにより損税の発生を防ぐことが可能となっています。それに対して公定価格である社会保険診療報酬については医療機関が独自に値上げすることは不可能であるため、損税の発生を防ぐことができません。医療機関の抱える矛盾でもあります。

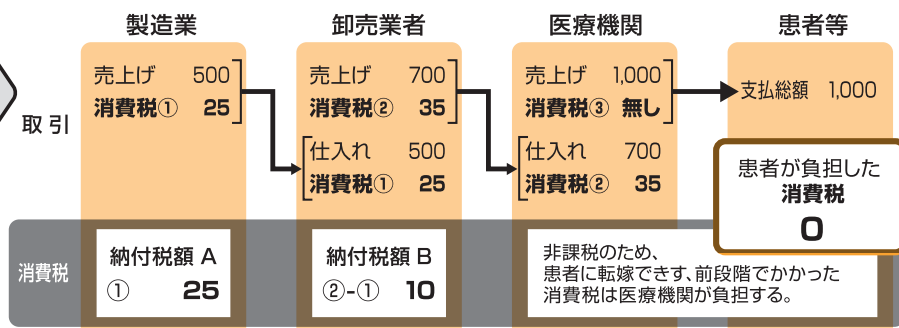


消費税(前段階全額控除式)の流れ

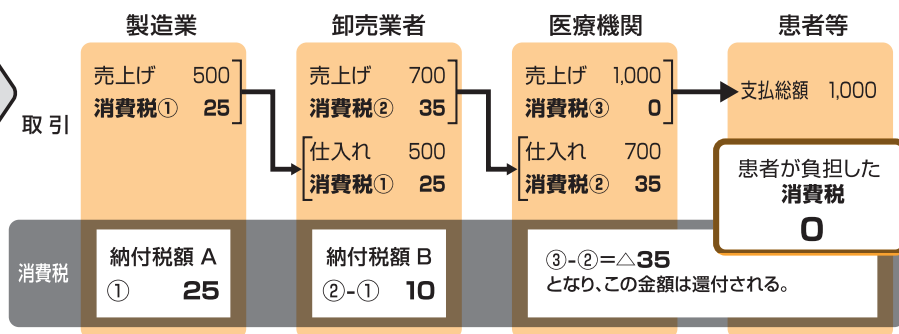
普通税率による
課税(5%)の場合
(単位:円)



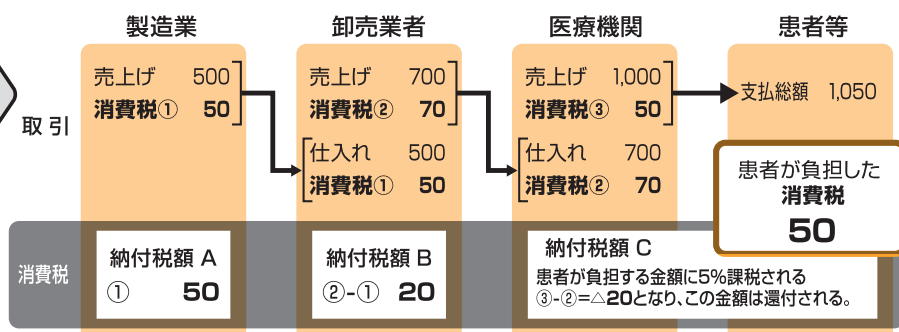
現行非課税の場合
(単位:円)



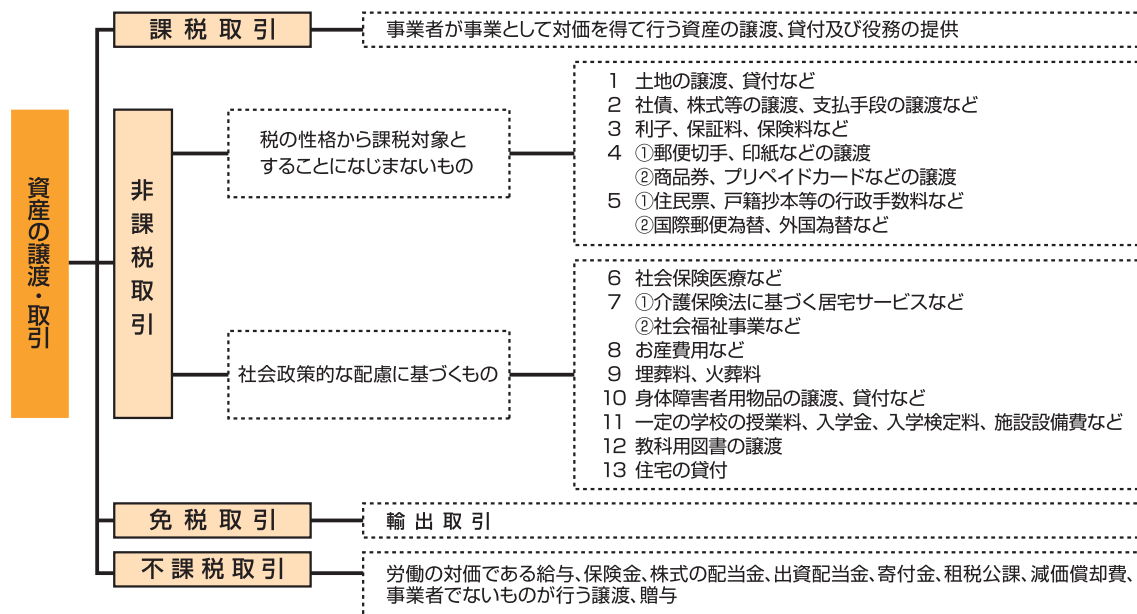
ゼロ税率の場合
(単位:円)



標準税率10%・
軽減税率5%の場合
(単位:円)



●消費税の課税取引・非課税取引・不課税取引の一覧●



損税の解消はゼロ税率でこそ

保団連は、保険診療については現行の非課税制度ではなく、ゼロ税率とし、医療機関が仕入れた段階で支払った消費税は税務署に申告し、還付を受けることが問題の解決策と考えています。

ゼロ税率の必要性 …… 一般事業者と医療機関の相違

一般事業者の場合、課税売り上げが95%以上の場合、課税仕入れに係る税額を全額差し引くことができます。しかし、医療機関は保険診療などが「非課税」のため、収入の多くが「非課税売上」です。このため、医院建築や医療機器などを購入して、「課税仕入れに係る税額」を多く負担しても、課税売上割合しか差し引けません。ここに「損税」が発生する理由があります。

「ゼロ税率」であれば仮に収入の全部が保険収入の場合、受け取った消費税0円でも支払った消費税が200万円あるとすると、還付消費税として200万円の還付申告ができ医療機関にとって消費税の負担がなくなり、真の意味での非課税「消費税完全非課税」と呼ぶことができます。これがゼロ税率です。

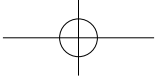
現行消費税法上は、輸出の場合は、「免税取引」として、実務上は消費税0%として計算します。

(国内取引分消費税+輸出分は0円) - (課税仕入れ等に係る消費税) = 納付消費税額です。

マイナスの場合は還付となります。医療のゼロ税率も実務上は輸出と同じ「免税」の仕組みです。

医療への軽減税率 …… 患者負担増に

軽減税率とは消費税が今後仮に10%になった場合、医療は5%とか7%にするなど税率を軽減することです。軽減税率適用になった場合、患者負担に繋がります。医療機関の「損税」は還付申告により解消されますが、消費税率アップ、患者負担増は受診抑制などにより、医院経営に相当影響を与えます。ゼロ税率適用は、消費税による患者負担増はなく、病医院も還付請求すると「損税」も解消され、軽減税率とはまったく意味が違います。



診療報酬による補填

厚生労働省は、「医療保険に関する消費税は診療報酬に上乗せした」として、89年の消費税導入時に0.76%、また97年に消費税率が3%から5%に引き上げられた際に、診療報酬をさらに0.77%ひきあげたとされています。

その後毎年診療報酬の改定では、連続のマイナス改定です。保団連によるゼロ税率要求に対して、厚生労働省や財務省は毎回「診療報酬で1.53%補填している」ということを繰り返し強調されています。しかし、「それでは1.53%の補填は診療報酬上どこに入っているか」との質問に、「わかりません」との回答です。

「補填した」というなら、いったいどこにいくら補填したのか、改定ごとに明らかにすべきです。また、仮に診療報酬で補填したとするなら、消費税を保険者と患者に転嫁したことになり、「非課税」ではなくなります。

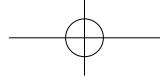
消費税導入時、社会保険診療報酬等の改定の概要のなかの改定の趣旨として、「消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る観点から、次のとおり社会保険診療報酬及び老人診療報酬については、消費税による影響が明らかであると考えられる代表的な診療報酬点数の改定を行う。」としている。



これ以上の消費税アップは「医療機関を『消費税倒産』させる」と指摘する専門家もいます。税率がアップされた場合に蒙る医療機関の損害は深刻です。この解消のためには、現行の非課税制度ではなく、ゼロ税率課税制度を実現すべきです。

この間、医療の消費税について、日本医師会、日本歯科医師会は「非課税ないしは軽減税率」、日本病院会協議会と4病院団体協議会は「非課税制度をみなおし、原則課税制度」、日本薬剤師会は「ゼロ税率」の要求をそれぞれ掲げています。また、全労連などの労働組合が、「2007年度税制審議に関する申し入れ書」で「消費税について、生活必需品に『ゼロ税率』を採用」との要望を提出したのをはじめ、中小業者団体を含め、消費税率の引き上げの動きに対し、ゼロ税率の要求が具体的になってきています。

私たちは、国民生活と医療経営を守る立場から矛盾の多い消費税については本来廃止すべきだと考えていますが、当面、消費税の増税の中止と、医療に対する非課税制度を徹底し、医療機関の損税を解消するため、ご尽力いただくよう要請します。



「ゼロ税率」適用の場合の消費税等「還付額」試算

内科(2006年12月31日)決算書				自院の試算は？	
		(A) (円)	左のうち消費税額 (A)×5 / 105(円)	(A) (円)	左のうち消費税額 (A)×5 / 105(円)
収入	保険収入	1億2,000万	0		
	自費収入	(全額課税対象とすると)300万	③ 142,800		
	① 計	1億2,300万			
支出	原価(薬代、材料代など)	3,690万	175万7,100		
	租税公課	60万	0		
	水道光熱費	120万	5万7,100		
	旅行交通費	260万	12万3,800		
	通信費	155万	7万3,800		
	広告宣伝費	60万	2万8,500		
	接待交際費	120万	5万7,100		
	損害保険料	75万	0		
	修繕費	263万	12万5,200		
	消耗品	500万	23万8,000		
	減価償却費	240万	0		
	福利厚生費	200万	9万5,200		
	給料賃金	2,200万	0		
	利子割引料	260万	0		
	法定福利費	160万	0		
	手数料	100万	4万7,600		
	リース料	380万	18万900		
	諸会費	60万	2万8,500		
	新聞図書費	130万	6万1,900		
	雑費	183万	8万7,100		
	専従者給与	640万	0		
	② 計	9,856万	④ 296万1,800		
	①-②所得金額	2,444万			
	設備投資	1,500万	⑤ 71万4,200		
	還付消費税等		(③-④)-⑤ 353万3,200		

※厚生省は、診療報酬で補填済みとしていますが、この試算表では、それは加味していません。これはあくまでも、運動をすすめるために御活用いただくものです。

消費税にはこんな問題がいっぱい！

低所得者ほど重い負担

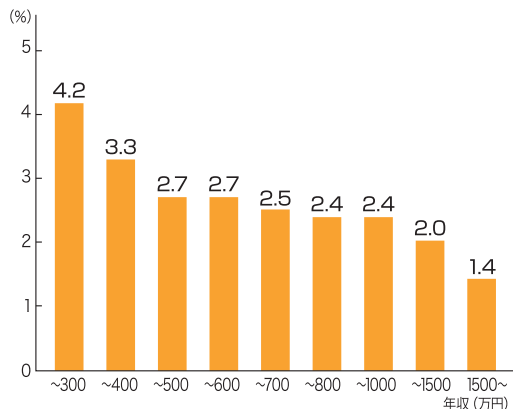
「消費税は、多く消費するほど多く負担するのだから公平だ」といわれます。消費額に対する消費税の額は、低所得者でも高所得者でも基本的には同じです。しかし消費額ではなく、収入や所得を基準に考えれば、まったく違う計算になります。

例えば、年収が100万円しかない人の場合は、貯蓄をする余裕がなく収入のほとんどを消費に回すことになります。税率5%で消費税は5万円、収入の5%の消費税を払うことになります。

一方、年収が1億円の人の場合、1億円をすべて消費することはなく、かなりの部分が貯蓄に回ると考えられます。もし、1億円のうち消費が2,000万円しかない場合、消費税は約100万円です。1億円の収入に比べれば1%にすぎません。

消費税は、その負担が低所得者ほど重く、高額所得者ほど軽い逆進的な不公平税制と言えます。06年度の国会審議のなかでも、当時の谷垣禎一財務相は、消費税が「逆進的だ」という指摘があることは事実」と答弁しています。

●消費税は所得が低い世帯ほど負担が重い●



※総務省「家計調査」(05年)のデータにより計算
※サラリーマン片働き4人世帯

景気に悪影響を与える

1997年当時の橋本内閣は、消費不況のなか、「財政構造改革」の名のもとで、消費税を3%から5%に引き上げ、医療改悪、「特別減税廃止」などで、9兆円にものぼる国民負担増を強行しました。その後長期に渡って続いた不況の原因に、消費税増税をはじめとした当時の自民党政府の失政があったことは橋本元首相が明言したことで明らかです。

その後、小泉内閣が5年間に行った増減税は、所得を減らしている庶民には5兆円以上の増税を押しつけ、所得を増やしている大企業や大資産家には3兆円近い減税という、まったく逆立ちした内容でした。

いまおこなうべきは、消費税率の引き上げではなく、国民総生産の6割を占める消費購買力をあたためることです。

●小泉内閣の5年間に決められた「逆立ち税制」●

大企業・大資産家への減税	
研究開発減税	5,880 億円
IT投資減税	5,550 億円
連結納税制度の創設	7,980 億円
欠損金の繰越期間の延長	1,270 億円
株式配当などの減税	4,000 億円
土地取引関係の減税	3,653 億円
相続税・贈与税の減税	1,230 億円
合 計	約 2 兆 9,000 億円

庶民への大増税	
定率減税の半減・廃止	3 兆 3,734 億円
配偶者特別控除の廃止	7,344 億円
公的年金等控除の縮小	1,583 億円
老年者控除の廃止	2,243 億円
高齢者の非課税限度額廃止	171 億円
消費税の免税点引き下げ等	6,300 億円
発泡酒・ワインなどの増税	930 億円
合 計	約 5 兆 2,000 億円

※一部、実施が今後のものも含んでいる

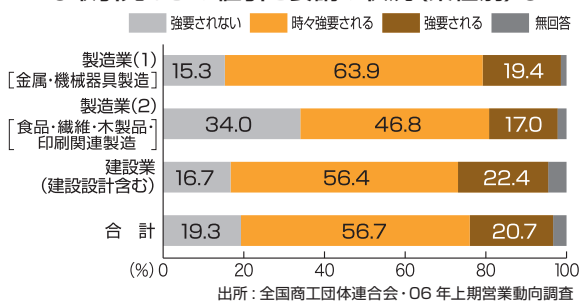


中小零細業者の営業破壊税

業者は、営業の所得は赤字でも消費税を転嫁できなくとも、消費税を納めなければなりません。

規模の小さい業者ほど、大手の取引先や元請け企業から値引きを強要され、消費税分を価格に上乗せできない業者も少なくありません。この場合には、転嫁できなかった消費税5%分は利益から持ち出しとなり、“損税”になってしまいます。また納税のために煩雑な帳簿の整理や事務を強要され、業者にとっては“営業破壊税”と言えます。

●取引先からの値引き要請の状況（業種別）●



戦費調達のための税金

消費税の歴史をみれば、戦争と一体の税金です。ヨーロッパでは、第1次大戦の膨大な戦費調達によって引き起こされた財政危機に対処するために、ドイツ(1916年)、フランス(1917年)、イタリア(1919年)、ベルギー(1921年)などで消費税の一種である大型間接税がはじまりました。日本(1936)でも「取引高税」として立案され翌37年に「物品税」として導入されました。

安倍内閣は、教育基本法の強行成立、防衛庁の「省」への昇格、自衛隊のイラク派遣の延長など策し、5年以内に憲法9条をはじめ憲法「改正」の方針を明らかにしています。

消費税増税を許せば、戦争するための戦費調達の道を許すことになります。

仕入れ税額控除 …… 輸出企業援助のためにフランスで導入

現在世界各国で実施されている付加価値税、消費税の前段階仕入れ税額控除方式は、1948年にフランスで初めて導入されました。その最大の理由は、ルノーなどの大手輸出業者を援助するために、考え出されたものでした。

日本でも大企業の中には、部品などを納入する下請け中小業者などに「消費税分の値引き」を無理強いして、仕入れの際に実質的には消費税を払っていない場合もあります。さらにトヨタなどの輸出大企業は、消費税の輸出免税制度により毎年多額の還付を受けています。



輸出大企業上位10社だけで、改悪消費税の影響をうける中小企業者約200万人分(新規課税150万人超+本則課税移行40万人)の増税分を大幅に上回る額の還付金を受けている。

2005年分 輸出大企業10社の消費税差引還付金額(億円)			
①トヨタ自動車	2,291	⑥キャノン	773
②日産自動車	1,198	⑦東芝	526
③本田技研工業	964	⑧マツダ	621
④ソニー	1,126	⑨日立製作所	307
⑤松下電器産業	616	⑩三菱重工業	305

10社合計 **8,727** 億円

出所：免税点引き下げ等による増収は財務省資料。
※輸出戻し税は湖東京至氏試算(2006年10月)

Q1

福祉のためなら、消費税増税はやむを得ない？

増税か、福祉解体か究極の選択を迫る「福祉目的税」

「目的税」とは、例えば、温泉客に負担を求め、鉱泉源の保護管理に使う「入湯税」のように、受益と負担に関連性のある税金です。

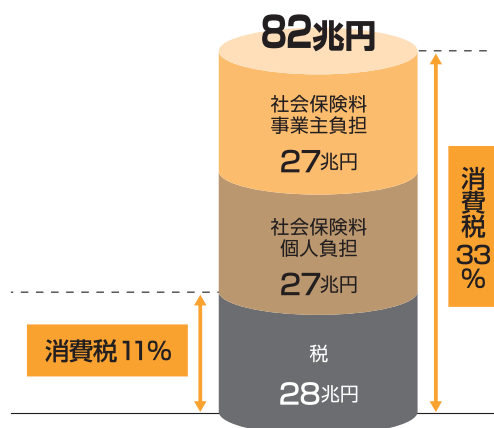
消費税という大型間接税で、負担を消費一般に求め、用途を福祉全体にするという「目的税」は世界には例がありません。

もし、「目的税」にしたら、どうでしょうか。

03年度に社会保障費に充てられた税と保険料の総額は82兆円で、このうち税は28兆円です。税の部分を消費税（1%＝2.5兆円）で賄うとすれば、税率を11%以上にしなければなりません。もし、社会保障費全体を消費税で賄った場合は、税率を33%まで引き上げなければなりません。

消費税の増税か、社会保障の大幅削減かの究極の選択を迫られることになります。

そもそも逆進性の強い消費税で、社会保障の財源を確保すべきではありません。



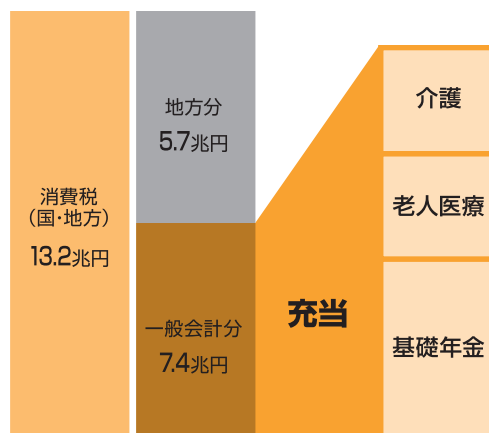
「福祉目的化」は実施済み。でも社会保障は連続後退

実は、1999年度予算以後、消費税は基礎年金、老人医療、介護に充てると、毎年の国の予算書（総則）に記載されており、消費税はすでに「福祉目的化」されています。

※「消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く）の範囲として基礎年金、高齢者医療、介護の費用」（財政法より）

しかし、この間の連続した医療、社会保障制度の改悪、国民への負担増の政策をとりながら、「年金財源のため」「福祉のため」などと唱えても説得力はありません。

●「福祉目的化」は実施済み●



※ 2006 年度予算による

Q2

国の財政がたいへんだから仕方がない？

国と地方の借金は886兆円(06年度末)とされています。政府は借金だけを示して「財政が大変だ」と強調しています。しかし、社会保障基金や土地などの資産を加味すると47兆円の黒字。さらに、海外にもっている外貨準備や証券投資などの資産と合わせると232兆円の黒字になります。

そもそもなぜこんなに借金が膨らんだのでしょうか。バブルがはじけた後、97年に当時の橋本内閣が「赤字が大変だ」と消費税増税と医療改悪による負担増をおこなった結果、景気が急速に悪化し、借金をしながら景気回復せざるを得なくなり、赤字が膨らみました。この根本には、大企業向けの浪費型公共工事や軍事費、大企業などへの減税を続けてきた歴代自民党と与党に入った公明党に責任があります。

こうした政治をあらため、税金の取り方、使い方をただしていくことが大切です。

●海外資産も含めれば財政は大幅な黒字●

国内の資産		負債	
金融資産	479兆円 (公的保険・年金基金・郵便貯金)	金融負債	886兆円 (その他借金 194兆円 株式以外の証券など 649兆円)
非金融資産	454兆円 (土地・建物など)		
資産合計	933兆円	正味資産	47兆円

合計 232兆円

海外の資産		負債	
対外資産 (外貨準備金証券投資など)	456兆円	対外負債	270兆円
		差引純資産	186兆円

出所：国民経済計算年報 2006 年版より 谷山治雄氏まとめ (2004 年末時点)
※端数処理により、内訳と総額は一致しない

Q3

経済活力を高めれば、税収は増える？

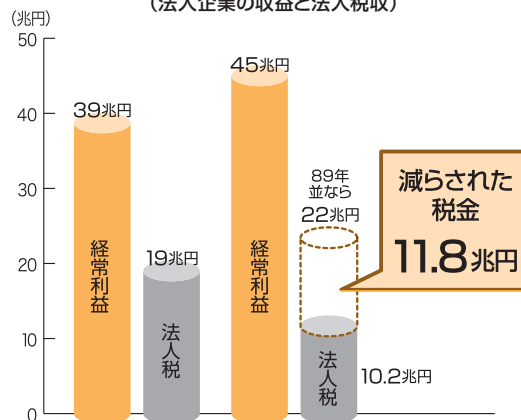
大企業はバブル期を上回る空前の利益を反映し、法人税収が増加傾向にあることは確かです。しかし、法人税収は当時の半分程度になっています。

度重なる法人税率の引き下げや研究開発費など、大企業優遇の減税が実施された結果です。大企業優遇の「景気刺激策」を続けても、大企業の業績が上がるだけで、法人税収を抜本的に回復させることはできません。

法人税率を消費税が導入された89年以前に戻すなど、儲けに応じた応分の負担を求めることが重要です。

●収益は最高、税金は半分●

(法人企業の収益と法人税収)



2 大企業優遇の税制ではなく、応能

貧困による格差の広がり

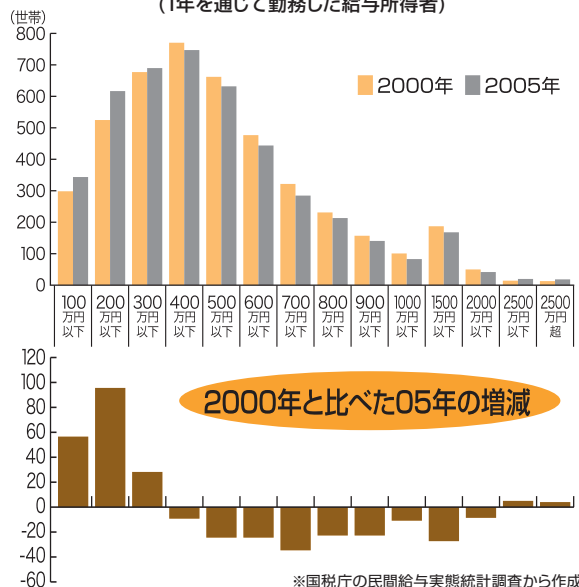
小泉内閣と自民、公明の与党がすすめてきた「構造改革」のもと、年収300万円を超える給与所得者が減り、年収300万円以下の給与所得者が急増しています(図1)。国税庁がまとめた民間給与実態調査の結果をもとに、2000年(小泉内閣発足前)と2005年を比較すると一年間に得た平均給与が300万円超2000万円以下の給与所得者は、188万4000人減少し、300万円以下の給与所得者が、184万8000人増加しました。

一方、2000万円以上の給与所得者は3200人増加しています。

生活保護世帯が2005年度平均で初めて100万世帯を突破し、2006年7月の保護世帯もすでに106万8523世帯(受給人数150万4186人)となっており、過去最高を更新しそうな増加となっています(図2)。

2005年度の保護世帯の主な内訳は、「高齢者世帯」の45万人1962世帯、「障害者・傷病者世帯」の38万9818世帯、「母子世帯」の9万

(図1) ●給与階級別の給与所得者数の推移●
(1年を通じて勤務した給与所得者)

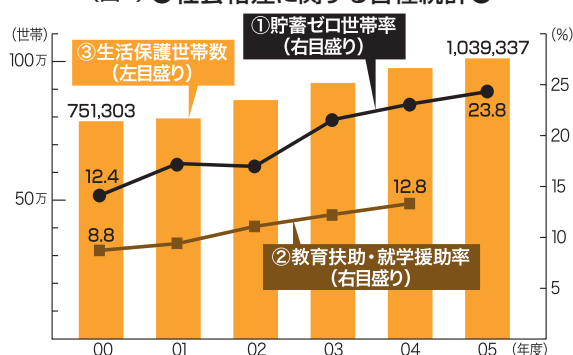


531世帯となっています。

政府は、「歳出削減」のもとに、生活保護の削減を社会保障費抑制・削減の当面の標的と位置づけ、70歳以上の高齢者に支給されていた老齢加算を、今年4月から廃止するなど生活保護費の大幅カットをすすめています。

日本の「貧困率」はOECD諸国の中で、米国について第2位となり、貧富の格差が拡大しています。(図3)

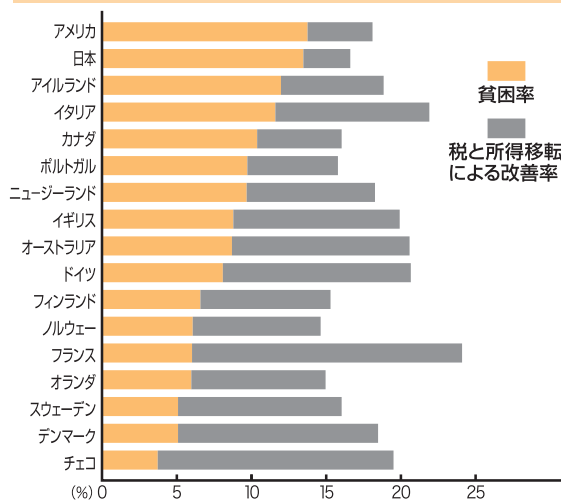
(図2) ●社会格差に関する各種統計●



注) 1「家計の金融資産に関する世論調査」(金融広報中央委員会)から
2 文部科学省調べ
3 厚生労働省「生活保護速報」から。05年度は9月の速報値。それ以外は各年度の平均値

(図3) ●労働年齢人口の相対的貧困率と所得再分配による貧困の改善率●

相対的貧困率を税金と所得の再分配で日本は3ポイントしか改善していませんが、フランスでは改善前の24.1%を18.1ポイント改善し6.0%に、ドイツでは20.5%から12.5ポイント改善して8.0%にしています。OECD諸国の多くは、貧困の改善が政策課題となり、相対的貧困に陥っている層の半分を税金と社会給付システムで救済しています。



※ OECD 対日経済審査報告書から作成。
ここでの相対的貧困率は可処分所得が中位の半分に満たない人口の割合

負担による民主的税制を

消費税増税の大合唱

安倍首相は、07年1月には「秋から抜本改革の議論を始め、07年度中に実現させる」と消費税増税、法人税減税を含む税制の抜本的改革にとりくむ姿勢を明らかにし、08年度通常国会に消費税増税法案の提出をおこなおうとしています。

財界は1月1日の「御手洗ビジョン」で09年度をターゲットに2%増税、2010年代半ばまでにさらに3%の増税、法人税の実効税率30%を要求しています。経済同友会も4月23日には消費税16%と法人実効税率35%を提言しました。

政府・財界は今後も、「国際競争力強化」などを理由に、大企業減税・活力強化の育成策を続ける一方、「税金は広く公平に負担すべき」と庶民への負担増をいっそう強化する方針です。

税制改革の基本は、憲法に則り、現在の大企業優遇の不公平税制をあらため、税負担の本来的な公平を確保することです。今、必要なことは、国民への痛みの押し付けではなく、誰もが安心して暮らせるための税制や社会保障制度の確立です。

●安部首相らが描く消費税増税にむけたシナリオ●

2007年	6月	住民税の定率減税廃止。 住民税の税率10%一律化。 住民税の高齢者非課税限度額廃止 (経過措置半減)
	夏	参議院選挙 消費税増税の本格的議論
2008年		消費税増税法案の国会提出
2009年		消費税増税

大企業の利益を国民に再分配を

日本社会はいま、格差と貧困の広がりのもとで、ワーキングプア（生活保護基準以下）や生

活保護世帯が急増する一方で、大企業が史上空前の利益をあげています。

大企業の溜め込んだ利益を国民に賃金や税金で再配分すべきです。

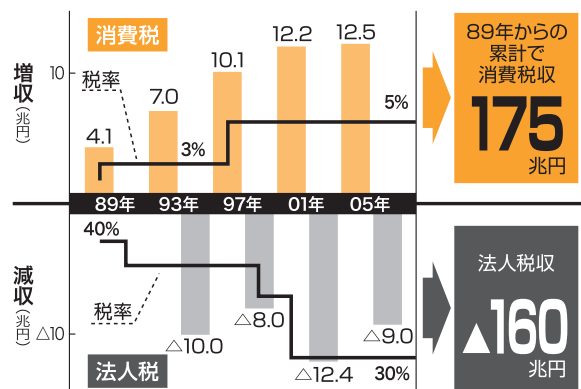
10兆円の溜め込みだけで、国民1人当たり約8万円の消費増に値します。また、大企業に適正に課税するなど、不公平税制をただせば10兆円もの財源が生み出せるとの試算もあります。

「社会保障のため」を口実に導入された消費税の18年の現実、社会保障改悪の連続でした。消費税収の累計175兆円はこの間の法人3税の減収累計160兆円に匹敵することからも、消費税が大企業減税のために導入されたものであったと言わざるを得ません。

本当の「景気回復」をはかるというのであれば、国民の家計をあたためる税制改革をおこなうべきです。危機にある財政を立て直すためにも、「大もうけしている大企業こそ応分、応能の負担増を」という「応能負担の原則」による税制の民主的改革が、早急に必要です。

●消費税収が法人税減税に消えた●

政府は、「福祉のため」「少子高齢化のため」として1989年に消費税を導入。税収はのべ175兆円、同期間の法人3税の減収はほぼ同額の160兆円。福祉どころか、法人税減収の穴埋めにされたのが実態です。



※政府発表資料より作成。法人税収減は 89 年度と各年度の法人 3 税（法人税・法人事業税・法人住民税）の差額

憲法からみる税制

イギリス憲法の土台となったマグナカルタ（大憲章）、アメリカ独立、そしてフランス革命——民主主義、国民主人公への長い道のりは、納税者が主権をたたかいてきた歴史でした。そうした世界の歴史の到達を、日本に貫いているのが日本国憲法です。

税は法律による

30条・84条

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」(30条)

「新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」(84条)

日本国憲法は、法による国民の納税義務(30条)と、課税は法に基づくこと(84条)を定めています。この考えを租税法律主義といいます。

租税法律主義は、国民の代表機関である国会が制定した法律に基づいて、租税が賦課・徴収されなければならないとする憲法上の原則です。それは「代表なければ課税なし」という主張が近代憲法を生む大きな要因となったように、国の課税権を、国民の代表である議会の合意を通じて、民主的に統制しようとしたものです。

租税法律主義は、新たに税金をかけるにはそのための法律が必要というだけでなく、税金をかける対象は何か、税額をどう決めるのか、誰が納税するのか、といった租税要件、さらには徴収の手続きや納税の方法も、法律によることを意味しています。国の権力がむやみに使われないよう、法律で縛りをかけようとするものです。

生活費に課税しない

25条

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(25条)

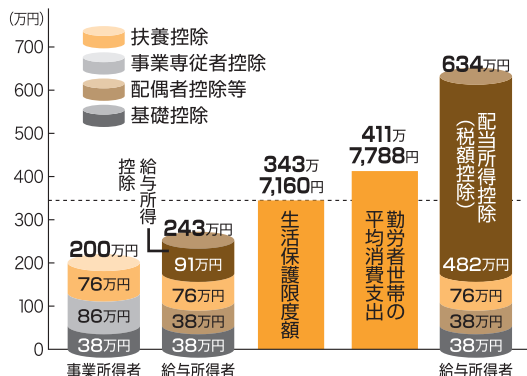
憲法は、国民に最低限度の生活(25条)を保障するよう国の責任を定めています。このために税制は、すくなくとも生活費には税金をかけない(生活費非課税)ことが必要です。

しかし、現行の所得及び住民税の課税最低限は、実際の生活費ばかりか、生活保護基準より低いものとなっています。

1992年ドイツ連邦憲法裁判所は「生活保護基準を下回る課税最低限は、憲法違反である」との判決を下し、政府は課税最低限を引き上げました。

日本でも、人的控除の廃止、給与所得控除の縮小、さらに消費税増税など、国民への大增税計画は憲法の原則に対する逆行といえます。

●生活を圧迫する重税●



注) ※配偶者については、事業所得者では事業専従者控除、他の所得では配偶者控除。いずれも夫婦と子ども2人の場合
 ※生活保護限度額は東京(夫40歳/妻38歳/第1子14歳/第2子12歳)の基準による。住宅扶助の基準額(1級地1号)
 ※消費支出は総務省「家計調査」(2003年)より算出

大企業へは減税、国民へは増税



庶民増税の計画概要

- 夫婦2人(夫:40歳以上、妻:所得ゼロ)
- 子ども2人(うち1人は特定扶養)
- 社会保険料は所得の10%として算出
- 定率減税は半減実施を起点に、完全廃止の場合を算定
- 配偶者控除と特定扶養控除は廃止
- 地方税の税率は10%に一本化。均等割の引き上げ分は4000円
- 消費税は10%で計算

※「総務省統計局 家計消費状況調査 結果表」より算出

所得:5,000万円

2,642万円
減税

所得:2,000万円

398万円
減税

所得:3,000万円

816万円
減税

所得:500万円

35万5,000円
増税 ※3



所得:300万円

32万4,000円
増税 ※2

所得:200万円

24万4,000円
増税 ※1



増税
内訳

消費税

所得税・住民税

※1: 11万5,000円 + 12万9,000円
※2: 12万4,000円 + 20万円
※3: 15万8,000円 + 19万7,000円

トヨタ自動車

2,865億
減税



東京電力

631億
減税



キャノン

853億
減税



能力に応じて負担する

13条
14条
25条
29条

(25条の条文は左頁を参照)

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」(13条)

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」(14条)

- 1 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」(29条)

憲法は個人の尊重、幸福追求権(13条)を保障し、国民一人ひとりがかけがえのない存在であると定めています。さらに法の下での平等(14条)を明記し、社会的身分や経済的関係などによって差別されないとしています。

税制は憲法の原則から、負担能力に応じて累進的に課税すべきことが求められます。勤労者や中小企業・業者は軽く、大企業や大金持ちは重い負担にする、これを応能負担原則といい、最低限度の生活保障(25条)とも結びつきます。

財産権の保障(29条)は、個人の生存的財産が基本的人権として守られることを意味します。財産権は、大企業や大金持ちが財産権の自由を行使する一方、庶民の財産権が侵されるといった不合理のないよう、自由経済の弊害をとりぞく考え方に立ち、投機的土地・株式のような非生存的な財産権は「公共の福祉」のために制限するよう定めています。